

薬剤師資格証（HPKIカード）について

○ 令和5年1月から、電子処方箋の本格運用が開始されます

電子処方箋の応需対応等に向け、薬局では以下の準備が必要です。

- (1) オンライン資格確認の導入（申し込みと運用開始）
- (2) 薬剤師資格証（HPKIカード）の取得

○ 薬剤師資格証（HPKIカード）とは

電子処方箋の応需にあたっては、処方箋を電子的に受け取る際に薬剤師であることを証明すること、調剤済みとなった処方箋に電子的に記名押印又は署名を行うことが必要です。

これらを行うために使用するのが「薬剤師資格証（HPKIカード）」です。

「薬剤師資格証（HPKIカード）」を取得している薬剤師でなければ、電子処方箋を取り扱うことはできません。

※ 薬剤師資格証（HPKIカード）は、「日本薬剤師会認証局」のみで発行されるもので、マイナンバーカードとは異なるものです。

○ 発行目標

日本薬剤師会及び新潟県薬剤師会では、令和5年3月末までに全ての薬局において、薬剤師1～2名の薬剤師資格証を取得していただくよう、目標を設定しています。

普及期として管理薬剤師（第一優先）及び2人目の薬剤師（第二優先）への発行が優先されます。今年末までに、全ての薬局でオンライン資格確認と併せてご準備いただきますようお願いいたします。

電子処方箋に関する詳細は以下のサイトでご確認いただけます。

厚生労働省ホームページ「電子処方箋」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

令和4年度第1回オンライン説明会（令和4年7月25日開催）のアーカイブ動画も公開されています。電子処方箋導入のメリット、準備等について詳細に説明されています。まだご覧いただいていない場合は、是非ご視聴ください。